

平成21年12月3日

首都高速道路事業評価監視委員会運営要領

(目的)

第1条 本要領は、「事業評価監視委員会準則」（平成18年7月10日準則第20号）第4条第2項に基づき、首都高速道路事業評価監視委員会（以下「委員会」という。）の運営方法に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(委員会の開催)

第2条 委員会は、原則として次の場合に開催するものとする。

- 一 再評価を実施する事業に関し、会社が作成した対応方針（原案）について審議を行う場合
- 二 事後評価を実施する事業に関し、会社が作成した対応方針（案）について審議を行う場合
- 2 その他委員長が必要と認める場合は、開催できるものとする。

(議事及び運営)

第3条 委員会の議事及び運営に関し、以下のとおり定めるものとする。

- 一 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。
- 二 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長が決する。

(審議過程の透明性の確保)

第4条 委員会の審議については、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、個人情報保護等の理由で公開にすることが適切でないと委員会が判断するものについては、非公開とができるものとする

- 2 委員会における審議内容は、その議事録を作成し、公表するものとする。
- 3 議事録の公表に合わせ委員会に提出された資料については公表するものとする。ただし、公表する事が適切でないと委員会が判断するものについては、この限りではない。
- 4 議事録及び委員会に提出した資料の公表は、委員会終了後速やかに行うものとする。ただし、継続審議となった場合には、審議終了後に審議過程を含めて公表するものとする。

(専門家の意見の聴取)

第5条 委員会は、必要に応じ、専門家の意見を聴取することができるものとする。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、議事の手続その他会議の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定めるものとする。

附 則

- 1 本運営要領は、平成21年12月3日より施行するものとする。
- 2 本運営要領の施行に伴い、「首都高速道路事業評価監視委員会運営要領（平成19年1月26日制定）」は、廃止するものとする。